

東かがわ市告示第40号

東かがわ市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年東かがわ市告示第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付の申請等)</p> <p>第3条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、東かがわ市長（以下「市長」という。）に見積書を添付して申請するものとする。<u>この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を添付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付を受けようとするときは、工事図面等</u></p> <p>(2) <u>紙おむつ（新規の場合）の給付を受けようとするとき、又は難病患者その他市長が必要と認める場合は日常生活用具給付意見書（様式1号の2）</u></p> <p>(3) <u>発電機又は蓄電池（ポータブル電源）の給付を受けようとするときは、日常生活用具給付意見書（発電機・蓄電池（ポータブル電源）用）（様式1号の3）。ただし、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器又は透析液加温器の支給決定歴が市で確認できる場合を除く。</u></p> <p>(給付の決定)</p>	<p>(給付の申請等)</p> <p>第3条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、東かがわ市長（以下「市長」という。）に<u>見積書等必要書類</u>を添付して申請するものとする。</p> <p>2 <u>居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付を受けようとするときは、申請書に工事図面を添付して市長に申請するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、前2項の申請があつたときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を実地に調査するものとする。</u></p> <p>(給付の決定)</p>

改正後						改正前					
<p>第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その必要性を検討したうえで、給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）及び日常生活用具給付券（様式第3号。以下「給付券」という。）を、その申請を却下したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第4号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。</p>						<p>第4条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その必要性を検討したうえで、給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）及び日常生活用具給付券（様式第3号。以下「給付券」という。）を、その申請を却下したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第4号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。</p>					
2 略						2 略					
別表（第2条、第6条関係）						別表（第2条、第6条関係）					
区分	種目	対象者及び程度	条件等	基準額 (単位：円)	耐用年数	区分	種目	対象者及び程度	条件等	基準額 (単位：円)	耐用年数
給付	略	略		100,000	5	給付	略	略			
	動脈血中酸素飽和度測定器（ハルスオキシメーター）						動脈血中酸素飽和度測定器（ハルスオキシメーター）				
	発電機又は蓄電池（ポータブル電源）	①呼吸器機能障害3級以上 ②腎臓機能障害3級以上 ③①又は②と同程度の障害者及び難病患者	在宅において人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、酸素濃縮器、透析装置等の電気式医療機器の使用が常時必要な者								

改正後		改正前	
様式第1号（第3条関係） 略 様式第1号の2（第3条関係）		様式第1号（第3条関係） 略	
日常生活用具給付意見書			
氏名	年 月 日 生（ 歳）		
住所	連絡先（ ）		
障害名及び原因となった疾病・外傷名			
障害の状況（下記日常生活用具を必要と認める理由が明確となるよう記載する）			
必要と認める用具	日常生活用具の名称		
	処方		
	使用効果見込み		
上記のとおり意見する			
年 月 日			
医療機関名			
所在地			
診療担当科名			
作成医師氏名			

改正後		改正前	
<p>様式第 1 号の 3 (第 3 条関係)</p> <p>日常生活用具給付意見書 (発電機・蓄電池 (ポータブル電源) 用)</p>			
氏名	年 月 日 生 ( 歳)		
住所	連絡先 ( )		
障害名及び原因となった疾病・外傷名			
<p>障害の状況 (呼吸器機能障害 3 級以上、腎臓機能障害 3 級以上又はこれらと同程度かそれ以上の状態であり、在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー (吸入器)、酸素濃縮器、透析装置等の電気式医療機器の使用が常時必要と認められる理由を記載する。)</p>			
必要と認める用具等	<p>日常生活用具の名称</p> <p><input type="checkbox"/> 発電機      <input type="checkbox"/> 蓄電池 (ポータブル電源)</p>		
	在宅で使用が必要と認められる電気式医療機器等		
上記のとおり意見する			
年 月 日			
医療機関名			
所在地			
診療担当科名			
作成医師氏名 <span style="float: right;">㊞</span>			

改正後	改正前
<p>【参考】</p> <p>1. 呼吸器にかかる身体障害認定基準</p> <p>呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量 1 秒率(以下「指数」という。)、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは 1 秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の 1 秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長の場合で正常ならば当然であると予測される肺活量の値)に対する百分率である。</p> <p>(1) 等級表 1 級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が 20 以下のもの又は動脈血 O<sub>2</sub> 分圧が 50Torr 以下のものをいう。</p> <p>(2) 等級表 3 級に該当する障害は、指数が 20 を超え 30 以下のもの若しくは動脈血 O<sub>2</sub> 分圧が 50Torr を超え 60Torr 以下のもの又はこれに準ずるものをいう。</p> <p>(3) 等級表 4 級に該当する障害は、指数が 30 を超え 40 以下のもの若しくは動脈血 O<sub>2</sub> 分圧が 60Torr を超え 70Torr 以下のもの又はこれに準ずるものをいう。</p> <p>2. じん臓にかかる身体障害認定基準</p> <p>(1) 等級表 1 級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。</p> <p>(2) 等級表 3 級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 5.0mg/dl 以上、8.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか 2 つ以上の所見があるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a じん不全に基づく末梢神経症</li> <li>b じん不全に基づく消化器症状</li> <li>c 水分電解質異常</li> <li>d じん不全に基づく精神異常</li> <li>e エックス線写真所見における骨異常症</li> <li>f じん性贫血</li> <li>g 代謝性アシドーシス</li> <li>h 重篤な高血圧症</li> <li>i じん疾患に直接関連するその他の症状</li> </ul> <p>(3) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。</p> <p>(注 9) eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位は ml/分/1.73 m<sup>2</sup>)が 10 以上 20 未満のときは 4 級相当の異常、10 未満のときは 3 級相当の異常と取り扱うことも可能とする。</p> <p>(注 10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の実施前の状態で判定するものである。</p> <p style="text-align: center;">「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」一部抜粋</p>	

## 附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。